

令和8年度山形県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、介護施設等が物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食材料の購入費等に対する支援を行うことを目的とし、令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について（令和8年3月27日付け老発0327第2号厚生労働省老健局長通知）の別紙2「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表の第1欄に掲げる対象施設等を県内で運営する者とする。

(対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、対象施設等が令和8年4月1日以降に利用者のために行う食事の提供に必要な食材料の購入等に係る経費であって、別表の第3欄に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第2欄に定める基準額と前条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
- (3) 事業実施計画書（事業所単位）（様式第3号）
- (4) 誓約・同意書（様式第4号）
- (5) 食材料費等の領収書等の写し（食事の準備を委託している場合は、当該委託料を支払ったことがわかる書類の写し）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書は、補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審

査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することがある。

3 第1項の交付の決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の支払)

第7条 知事は、第6条の交付の決定後速やかに、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱に違反する行為があったとき

(3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(関係書類の保管)

第9条 補助事業者は、申請に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

別表

1 対象施設等	2 基準額	3 補助対象経費
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所生活介護事業所	6,000円／定員	・食材料費 ・委託料 ・その他これらに類する経費

備考

- 令和7年12月1日時点で開設している施設を対象とし、定員は令和8年4月1日現在のものとする。
- 消費税及び地方消費税に係る経費は補助対象外とする。